

平成29年分

# 決算・事前サポート

受講のお知らせ

〔完全予約制・要電話予約〕

(一財)めぐろ青色申告会事務局 03(3713)1141

- ・青色申告するのが初めてです・・
- ・65万円の青色申告特別控除を受けたい
- ・建物を新築・購入した
- ・ツカエル青色申告の入力が分からない・・
- ・仕事用の車を購入（買い換え）した

など、思い当たる方は**事前サポート受けましょう！**

※全日午前9時～午後5時まで（正午～午後1時まで昼休み）1人当たり50分程度。

※事前にお電話ください。

※事前サポート時に、別途特別会費が必要な場合があります。

別途特別会費 → 建物新築、住宅借入金特別控除（適用開始年）、平均課税のサポート 10,000円

お 知 ら せ

**土地、建物等の売却サポートは実施いたしません。**

税務署へご相談ください。また、税理士の紹介をご希望される方は平成29年11月までに(一財)めぐろ青色申告会事務局へご連絡下さい。



以下の内容に該当する場合は、時間を要します。

スムーズな手続きのために**事前サポート(H29.10月～12月)**の受講をおすすめします。

内 容	持ち物（必ずお持ちください）
<b>平成29年中に新規開業した 初めて青色申告する</b>	帳簿、伝票、領収書、その他売上、経費等がわかるもの (新規開業の方は、開業前に支出した経費の領収書やメモ)
<b>事業、不動産の相続があった</b>	相続があった場合の持ち物は事務局までお尋ねください
<b>65万円青色申告特別控除の適用者</b> ①貸借対照表が合わない方、ご自身で貸借対照表を合わせることができない方 ②平成29年分から初めて適用する方 <b>* 状況によっては適用できない場合もあります</b>	<b>手 書 き</b> 振替伝票、総勘定元帳、各月の合計残高試算表 <b>パソコン使用（ビズソフト以外）</b> 仕訳帳、総勘定元帳、各月の合計残高試算表（プリントアウトしたもの）
<b>ビズソフト『ツカエル青色申告』</b> ①2年目以降の方は、繰越後の H29年期首残高(元入金)が合っているか必ず確認してください ②決算サポート時は、パソコンの持ち込みは出来ません	入力方法、科目作成、試算表作成、元帳等の印刷、バックアップ等についてご不明な方は、必ず事前サポートを受講してください <b>* 65万円控除は日々の記帳が必要です。記帳状況によっては適用できない場合もあります</b>
<b>◎①建物を購入した</b> <b>◎②30万円以上の買い物をした</b> <b>◎③車の買い換えをした</b>	1. 領収書、買ったものの内容がわかる書類 2. 売買契約書、ローン返済表(月々の元金と利息のわかる書類)
<b>◎①建物を新築した</b> <b>◎②建物を大修理した</b> <b>◎③住宅を新築したので住宅借入金等特別控除を適用する</b>	工事請負契約書の内訳、見積書、領収書、図面、登記簿謄本、ローン返済表 ※③が適用になる場合は後日、借入金の年末残高証明書、住民票(マイナンバー記載なしの場合)を用意していただきます。
<b>平成28年の課税売上が1000万超の方</b> 平成29年12月までに消費税について一定の届け出を税務署に提出することで、平成30年の消費税納税額に増減が発生する場合があります。届出書の選択について試算を実施中です。事前にご予約ください。	平成 27 年、28 年分の決算書・申告書 ・帳簿

◎上記の建物購入、新築、住宅借入金等特別控除等については**別途特別会費が加算**されます。詳しくはお問い合わせください。